

第 12 回 国家への自由

今回は、国民が政治に参加する権利である能動的権利（参政権）について、考えます。

今回扱う参政権は、第 7 回から第 10 回までで扱った自由権や前回に扱った社会権とは、人権の性質が大きく異なります。国家と個人との関係性がそもそも異なります。具体的には、どのように異なるのか、しっかりと理解しましょう。

1. 参政権

- ・ 国民が、主権者として国の政治に参加する権利を参政権という。公務就任権（公務員となる資格）も広義の参政権に含まれるが、参政権で特に問題になるのは、公職の選挙権と被選挙権である。
- ・ 選挙権の法的性格については、選挙人としての地位に基づいて公務員の選挙に関与する公務とみるか、国政への参加を国民に保障する権利とみるかについて、争いがある。通説は、公務としての側面と権利としての側面とをあわせもつと解している。
- ・ 近代選挙法の基本原則として、普通選挙の原則、平等選挙の原則、自由選挙の原則、秘密選挙の原則、直接選挙の原則の 5 つが挙げられる。
- ・ 国民の選挙権またはその行使を制限することは原則として許されず、また、制限するにはやむを得ないと認められる事由がなければならない（在外邦人選挙権訴訟最高裁判決（最大判平成 17 年 9 月 14 日民集 59 卷 7 号 2087 頁））。

○ 在外邦人選挙権訴訟最高裁判決（最大判平成 17 年 9 月 14 日民集 59 卷 7 号 2087 頁）

1998（平成 10）年の公職選挙法の改正により、外国に長期間滞在する日本国民であっても、在外選挙人名簿に登録された者は、わが国の選挙で投票できるようになったが、当分の間は、衆議院・参議院の比例代表選挙に限定されていたため、衆議院の小選挙区選挙と参議院の選挙区選挙では、投票できなかった。そこで、在外日本国民 X らが、これらの選挙でも選挙権を行使する権利を有することの確認と、法改正後に執行された衆議院議員総選挙で投票できなかったことにつき立法不作為による国家賠償を請求した。

最高裁判所は、国民の選挙権またはその行使を制限することは原則として許されず、また、制限するには、そのような制限なしには選挙の公正を確保しつつ選挙権の行使を認めることが事実上不可能ないし著しく困難と認められる場合など、やむを得ないと認められる事由がなければならぬと判示した（X らの請求を認めた）。

2. 議員定数不均衡判決（最大判昭和 51 年 4 月 14 日民集 30 卷 3 号 223 頁）

- ・ 現行の公職選挙法上、1 人 1 票の原則は保障されているが、各選挙区の議員定数の配分に不均衡があり、有権者数との比率において、各選挙人の投票価値に不平等が生じている。
- ・ 1972（昭和 47）年 12 月 10 日に行われた衆議院議員選挙の千葉県第 1 区選挙に関して、同選挙区の選挙人 X は、公職選挙法 204 条に基づき、同選挙を無効とする判決を求めて提訴した。その無効理由として、選挙当時の公職選挙法別表第 1、同法附則 7 項ないし 9 項の規定による各選挙区間の議員 1 人当たりの有権者分布表比率は最大 4.99 対 1 に及んでおり、これは、一部の選挙区の国民を不平等に扱ったものであり、日本国憲法 14 条 1 項に反すると主張した。第 1 審（東京高判昭和 49 年 4 月 30 日行集 25 卷 4 号 35 頁）は、議員定数の不平等が容認できない段階ではないとして棄却したので、X は上告した。
- ・ 最高裁判所は、(1) 投票価値の不平等が、国会において通常考慮しうる諸般の要素を斟酌してもなお、一般的に合理性を有するとは到底考えられない程度に達しているときで、かつ、(2) 人口の変動の状態を考慮して合理的期間内における是正が憲法上要求されていると考えられるのに、それが行われない場合には違憲となるという基準を示したうえで、当該選挙は、選挙の平等の要求に違反し、配分規定は全体として違憲の瑕疵を帯びると判示しながらも、選挙の効力については、選挙を全体として無効にすることによって生じる不当な結果を回避するために、行政事件訴訟法 31 条に定める事情判決の法理を援用し、選挙を無効とせず違法の宣言にとどめる判決を行った。

補足説明 人権の分類

第 5 回から今回までで扱った日本国憲法に規定する人権を、権利の性質ごとに分類して図示すると、次のとおりである。各人権の意義と限界等について、きちんと復習しておこう。

- 人権
- ・消極的権利（自由権）「国家からの自由」
 - ・精神的自由権
 - 思想・良心の自由（19 条）、信教の自由（20 条）、集会・結社の自由（21 条）、表現の自由（21 条）、学問の自由（23 条）など
 - ・経済的自由権
 - 居住・移転の自由（22 条）、職業選択の自由（22 条）、財産権（29 条）など
 - ・身体的自由権（人身の自由）
 - 奴隷的拘束・苦役からの自由（18 条）、法定適正手続の保障（31 条）など
 - ・積極的権利（受益権）「国家による自由」
 - ・国務請求権
 - 請願権（16 条）、国家賠償請求権（17 条）、裁判を受ける権利（32 条）、刑事補償請求権（40 条）など
 - ・社会権
 - 生存権（25 条）、教育を受ける権利（26 条）、労働基本権（28 条）など
 - ・能動的権利（参政権）「国家への自由」
 - 選挙権（15 条）など
 - ・総則的権利・複合的権利
 - 幸福追求権（13 条）、法の下での平等（14 条）など

基本問題（各回の講義で学んだことを確認するための問題）

問 12-1 外国人も日本国民と同様に納税しているのだから、外国人に対しても選挙権を付与すべきであるという考え方について、論評せよ。

問 12-2 出入国管理及び難民認定法 22 条により永住許可を得てわが国に定住している外国人に対して、選挙権ないし被選挙権を与えるべきか。

応用問題（各回の講義で学んだことを応用するための問題）

問 12-3 議員定数不均衡に関して、衆議院議員の総選挙の場合と参議院議員の通常選挙の場合とでは、まったく同じ議論ができるか。参議院の場合には、固有の議論を行う必要はあるか。また、地方議会の議員の選挙の場合は、どうか。

問 12-4 首長の多選を制限する方法には、どのようなものがあるか。また、首長の多選を制限した場合、憲法上、どのような問題があるか。

以上で、憲法上の個別の人権についての解説（人権各論）を終えます。

次回から統治機構論に入ります。

今回は、国会と立法権です。その前提として、次の 3 つの問いを考えてみましょう。

(1) 国の政策は、私たち国民が望むように決められるべきであるか。より多くの国民が望ましいと考える政策が実現することが妥当であって、国民の望まない政策が実現することは妥当ではないのか。

(2) 国民が直接的に参加して国の政策を決めていくことこそが、本来あるべき民主政治であるといえるか。国民が選挙で議員を選ぶことを通じて、間接的に国の政策を決めていくという代議制民主主義は、直接民主主義の代わりにすぎないのか。

(3) 国民の期待に背き、国民の望んでいない政策を決めようとする国会議員を罷免するリコール制度を設けることは妥当か。